

令和6年3月21日  
佐渡農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営にかかる取組方針

当組合は、令和6年3月1日に羽茂農業協同組合と合併し、新しい「佐渡農業協同組合」として誕生しました。JA佐渡は地域の皆さまとともに生き、地域の皆さまとの共感の中で心ふれあう地域づくり、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組んでまいります。

### 【JA佐渡・経営ビジョン】 地域の未来を育むJAに

#### ○ 力強い販売力を中核に、地域の発展をめざすJA

「販売」を中核とした営農事業の展開  
佐渡ブランドの確立と直販力の強化

#### ○ 情報の共有と参加・参画による、活力あるJA

組合員が主人公となって運営するJA  
協同活動によって心豊かな地域づくりをめざすJA

#### ○ 健全な経営による、力強いJA

組合員の事業への結集によって協同の力が発揮されるJA  
競争力に優れ、良質で安心なサービスが提供できるJA

当組合では、この経営ビジョンのもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、金融商品および最良かつ最適な総合保障（共済事業）の提案を通じて地域に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

(※) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。

## 1. 組合員・利用者への最適な商品提供

### (1) 金融商品

組合員・利用者へ提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、過去の運用成績が相対的に良好かつ長期投資に適した商品をご提供することで、組合員・利用者の安定的な資産形成を促進します。なお、当

組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

## (2) 共済仕組・サービスの提供

当組合は、地域の皆さまの暮らしのパートナーであり続けるため、組合員・利用者の皆さまの幅広いリスクに対して安心して備えられるよう、共済の仕組・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組(例：外貨建て共済)は提供しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

## 2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

① 「ご意向確認書」をもとに、組合員・利用者の金融知識・経験・財産、ニーズや目的を把握したうえで、組合員・利用者一人ひとりにふさわしい商品をご提案します。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

② 商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③ 組合員・利用者にご負担いただく手数料について、組合員・利用者の投資判断に資するように、「JAバンクセレクトファンドマップ」等の各種資料を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### (2) 共済の事業活動

① 時代とともに変化する組合員・利用者のニーズを的確に捉え、公的保険制度等の情報提供を行うとともに、ライフプランに合った最良・最適な保障内容・保障金額の共済仕組みをご提案します。

② 保障提案から契約締結までの各段階において、組合員・利用者に対して丁寧なご説明と意向確認・重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)を行います。

③ 特にご高齢の組合員・利用者に対しては、ご提案する保障内容をより丁寧に細やかに分かりやすくご説明するとともに、提案説明から契約締結までご家族にもご同席いただくなど、十分にご納得、ご満足してご加入いただけるよう対応を行います。

④ ご契約後も継続訪問を通じて組合員・利用者にご満足いただけるよう保障点検やご契約内容確認などを行うとともに、継続訪問をし、共済金等請求関係・各種手続

き・情報提供などアフターフォローに努めます。

⑤ 保障加入にあたり、共済掛金の他にご負担いただく手数料等はございません。

【原則 2 本文および (注)、原則 4、原則 5 本文および (注 1～5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

### 3. 利益相反の適切な管理

当組合は、利益相反の適切な管理を行うために、「利益相反管理方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害する事がないように、管理対応するように努めます。

【原則 3 本文および (注)】

### 4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

① 組合員・利用者に満足いただける金融商品や共済仕組・サービス等を提供するために、研修による指導や資格取得の推進、運用会社や外部講師等を活用した勉強会の開催を通じて高度な専門性を備えた人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

② 当組合は、組合員・利用者からいただいた「声」を職員一人ひとりが真摯に受け止め、組合員・利用者の立場に立ち、親切丁寧な対応をするとともに、業務改善に活かすよう努めます。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。